物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

泉崎村地域経済支援事業

「泉崎村地域商品券」

原油価格・物価高騰の影響を受けている住民の生活を支援と地域経済の活性化を目的として、泉崎村内に 事業所を置く商店等で期間を限定して使用できる泉崎村地域経済支援事業・泉崎村地域商品券(以下「地 域商品券」という。)を給付します。

登録事業者募集



①登録資格

令和7年4月1日現在~令和7年7月31日(商品券利用期間)、村内に住所を置いており、かつ個人に商品の販売やサービスの提供を行う事業所。

②申込期限

令和7年2月1日~ 令和7年3月10日※追加可能です。

③換金期間

令和7年5月1日~ 令和7年8月29日

④地域商品券の概要

給付の規模: 一人当たり5,000円(500円券×10枚)×6,200人(住基人口※)

~使えないもの及び注意点~

- (1) 国税、地方税、使用料等の租税公課
- (2) 有価証券、金券、商品券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (4) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払
- (5) 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払するもの
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 公序良俗に反するものへのご利用
- (8) その他、特定事業者が指定するもの
- (9) 電子マネー等へのチャージ(アクセス型・ストアドバリュー型等)
- (10) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 注意1 お釣りは出ません。
- 注意2 商品券の販売・譲渡等は原則禁止です。
- 注意3 盗難、紛失、滅失による再発行は行いません。

ホームページURL http://www.vill.izumizaki.fukushima.jp

詳しくは HP にて!!



●問い合わせ先:泉崎村役場総務課 TEL53-2111